

監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 2 年 6 月 26 日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

笠置町監査委員 西岡 良祐

定期監査等の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項に規定する事務の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時	令和 2 年 5 月 20 日 (水) 午前 9 時から午後 0 時 17 分
場 所	笠置町役場 2 階 議員控室
監 査 対 象	①令和 2 年度当初予算の概要について ②令和元年度笠置町一般会計補正予算 (第 5 号) で計上された修繕料 1,402 千円の履行状況等について ③前回監査実施後の対応について (仲北代表監査委員提示文書より)
収受資料等	①笠置いこいの館に関する「サウンディング」概要第 3 版 ②平成 28 年度総務省過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業交付金に関する不正受給に係る町職員等の検察庁への書類送致及び交付決定の一部取り消し・交付金返還について (報告・案) ③令和 2 年 1 月分～4 月分 出納状況

2. 監査対象とその着眼点

令和 2 年度として第 1 回目となる今回の月例監査では、現在の町の予算は骨格予算としているところではあるものの、例年どおり、予算の概要を伺うこととした。これは、年間の主要な事業内容を把握するだけでなく、前年度との事業の関連や推移、進捗などを確認することは当然のことながら、継続して進められる事業の実施に際して指摘している PDCA サイクルの実施・評価・審査に繋がるためでもある。

また、昨年 9 月に補正予算計上している一般会計補正予算（第 5 号）では、いこいの館の電気設備に緊急な修繕が必要であるとして修繕料 140 万 2,000 円を予算化しており、その事業の履行状況について伺うこととした。事業の進め方については以前の監査でも指摘しているとおり、稟議のあり方、すなわち執行伺いから他課との合議、事業報告そして決済・支出に至るまで、その業務を進めていく上で必要となる事務処理などを監査することを目的としている。

そして、前回の月例監査では総務省交付金の返還などの業務報告を受けているわけであるが、その後の進展・最終結果を把握することとして対象に上げている。

3. 監査結果

今回実施した監査内容について以下のとおり項目別に記す。

【令和 2 年度当初予算の概要について】

令和 2 年度の当初予算書と共に配布された令和 2 年度当初予算主要事業調書を基に、財政担当課である総務財政課長より説明を受けた。本年度は骨格予算であることから、その事業説明のほとんどが継続事業として位置づけされており、今後において新町長体制下で肉付け等されていくものと思われる。

その継続事業の中で総合計画・総合戦略策定業務として本年度予算 520 万 3,000 円が計上されている。昨年度からの継続事業で、これは現行の総合計画が令和 2 年度をもって対象期間が満了するに際し、笠置町第 4 次総合計画の策定を行うとともに、創生戦略を一体的に策定することによって計画相互の目標や数値の整合性を図り、効率的かつ実用的な運用を図るためとされている。

総合計画の策定については、本年 1 月に実施した月例監査時にも説明を受けているが、計画策定に先立ち、令和元年度において各区への懇談会も開かれ、住民の意見の集約を図られたものである。そしてこの事業のタイムスケジュールとしては、本年 12 月議会に上程することを目途に策定され、翌年 3 月議会において次年度の当初予算に総合計画として位置づけられた事業予算を反映させたいとの意向を伺っていたが、以前の監査時点においてもこのスケジュールはかなりタイトであると

いう印象であった。加えて、現在、新型コロナウイルス感染症対策として人と人が密集する会議の開催が慎重視される環境下であり、その理由から必要な会議を開催する機会が延期となっていることから、このスケジュールの見直しをせざるを得ない状況にある。担当者からは翌年3月末までには策定したいとの説明を受けたが、タイトスケジュールとなったことから配慮不足となり、十分な審議・調整を図ることなく策定に漕ぎ着くことのないよう留意されたい。

【令和元年度笠置町一般会計補正予算（第5号）で計上された修繕料1,402千円の履行状況等について】

昨年9月議会定例会に上程し可決された一般会計補正予算（第5号）において、企画費の修繕料として140万2,000円が計上されている。これは、いこいの館の電気設備が設置後相当年数経過しており、電気設備保守業者からも現存機器の危険性と更新の必要性があるとの指摘があったにもかかわらず、何ら手をつけずにいた設備修繕を目的とした予算である。

この事業実施における業務の進め方を審査することとしていたが、結果として本工事に係る事前調査は終了していたものの、実際には本体工事はされておらず、令和元年度において事業は完了していない上、繰り越し予算として次年度に引き継ぐよう措置されているわけでもなく、補正計上された予算の目的を果たさないままとしている。更に、確保された予算を突発的に発生した他の修繕事業に充当しており、予算の目的外使用を行っている。財務会計上予算の一定の流用は認められてはいるものの、目的を持って予算化されたにもかかわらず、その目的を達成しないまま他の目的にその予算を使用することは極めて問題である。

加えて、実施した修繕事業に係る稟議等公文書の提示を求めたものであるが、起工伺いがなく、事業実施後に報告文書として町長に廻しているだけの状態であった。稟議のあり方やチェック体制など、監査の指摘事項として従前よりこの点については言い続けているわけであるが、職員1人1人が日常業務の1つ1つに疑いを持って見直し、改善する姿勢が大切であり、そのことが昨今の不正事案に対する教訓でもあり、ひいては職員の資質向上、組織強化並びに住民からの信頼回復に繋がるのではないかと考える。予算策定や執行管理について1年を要して軌道修正・業務改善し、職員への周知徹底、研修の実施・充実を図ることを伺っているが、1年は1日の積み重ねである。早急に対応いただき、我々、監査委員の指摘事項についても再度認識されたい。

【総務省交付金返還事案について】

前回の月例監査である令和2年3月23日において、平成28年度総務省過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業交付金に係る総務省からの交付金返還命令に対し、加算金368万586円を含めた1,546万6,004円を既に返還したとする報告を受けている。今回の監査では総務省交付金返還命令を受け、事業実施団体となる笠置創造・デザイン会議からの返還金入金をはじめとし、総務省への加算金納付までの一連の公文書の提示を求め審査している。この点については整理され、問題なく処理されていることが確認された。

次に事業実施主体となった笠置クリエイツが購入した備品の活用についてである。

今回、交付金を返還した内容には備品購入経費等が含まれていたものであるが、当該備品については結果的に交付金によって購入したものではなくなってしまったため、その活用については単に個人が取得したものに過ぎず、国としてはその使用用途の制限はしないものの、町としては町の活性化を目的とした取得であったことから、当該備品等については町の活性化に繋げることをその所有者に求めていくとの説明を受けていた。今回の監査ではその後その所有者とどのような折衝があり、どのように活用されているかを伺うこととしていたが、その使用用途に結論が出ておらず、町もしくは取得目的を満足させることのできる団体も含めて、現在も活用を検討しているところであるとされた。

最後に、今回の不正受給問題を受けて立ち上げられた内部調査委員会の中間報告についてである。

前回の監査では問題の原因究明と再発防止、組織体制や事務処理の見直しなどを図ることとして内部調査委員会を立ち上げ、令和2年3月末時点で当該委員会の中間報告をまとめるとされていたため、今回の監査においてそのまとめられた報告を伺うこととしていた。

今回提示された報告書は、その内容を顧問弁護士に意見を伺い、議会へ報告・相談の後、住民に向け発信するとされているが、顧問弁護士との接見がこれも新型コロナウイルスの関係で実現しておらず、未定稿の状態となっている。そのため、詳細な内容はここでは報告しないこととするが、この報告書には当該案件の時系列概要説明はもとより、関係者が何故そのような不正受給に繋がるような行動をとってしまったかという動機に至るまで事細かに調査しまとめられている。

そして、原因究明と再発防止について記述されており、庁内決済や法令等の遵守、業務の計画的な執行や地方公務員としての意識などについて触れられている。前述、いこいの館に係る修繕料履行状況欄でも業務改善等について意見を付しているが、この報告書にも綴られるとおり、地方自治とは何か、職員として組織としてどのよ

うにあるべきかを再考・認識され、改善・周知徹底に努められたい。

【地域おこし協力隊の総括的レポートの提出について】

地域おこし協力隊は一定期間その地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることとされており、笠置町では平成29年度からその制度を導入し隊員を任命している。

しかしながら笠置町の協力隊員は令和元年度末をもって活動していた3名全てが退職されている。その隊員の中には制度上の上限期間である3年間の活動期間を全うした者もあり、その活動を通じて各隊員なりの経験や笠置町への思いがあると思われる。日々の活動については各隊員より月次の報告があったものであるが、活動期間全般を通じての総括的な事業報告や町に対する思いなどをまとめられたレポートまでは求めていなかったものであるため、そのようなレポートを提出していただき、今後の町政に活用してはどうかと意見していた。そのため、その後のレポートの提出の有無やその内容、活用について説明を受けるべく、今回伺いを立てることとした。

町として退職した協力隊員に対しこのような総括レポートの提出をいただきたい旨要請したところ、各隊員が5月末までに提出に応じることとされ、現在、レポートは未收受状態としている。後日の監査時においてそのレポートを提示いただき、その活用等について監査することとしている。

【過疎集落形成支援事業で民間から民間へ譲渡された土地家屋の問題について】

平成28年度に実施された過疎集落形成支援事業の中で、土地家屋の個人所有者が民間団体にその資産を譲渡する案件があった。

譲渡に際して町職員が関係していたことや、旧所有者の意向に沿った活用がされていなかったことなどが原因となったのではないかと推測されるが、町内において事実と異なる様々な噂が立ってしまい、旧所有者が困惑される事態に陥ってしまっていた。そのため旧所有者に対して、町は関係者と共に説明と誤解を解くために訪問し、行政指導の下、現所有者が旧所有者の意向に沿った有効活用を行うことを記した書面を提出することとして説明を伺っていた。

現在はその書面を交わし終え、直接謝罪を行うことで最終的には旧所有者と和解することができ、決着したものであるとして報告を受けた。

なお、この資産譲渡については、京都府警による事件性も疑われていたが、府警は嫌疑なしとして結論付けており、再捜査もされないことを旧所有者にも府警にも

確認済みとされている。

【いこいの館について（今後の方針とサウンディングの現状）】

いこいの館の運営に関しては、サウンディング方式により、木津川河川敷と一体経営することとして施設運営の継続を目指し進められてきたものであるが、新町長体制下となり、引き継がれたこの事業がどこまで進捗しているのか、どのような方向性を持っているのかを伺うこととした。

サウンディング方式によって寄せられたいこいの館の管理運営体制に、町として高評価を与えていた事業者から、新型コロナウイルスの関係で現在勤しまれている事業そのものの経営も危ぶまれており、新たにいこいの館の管理運営に臨めないとの返答があったとのことである。

また、中町長の行政軸としては、先ずは町の防災対策の強化を進めるとの方針であり、いこいの館の再オープンについては、存続させるか否かも含め、防災対策を講じたその後に考えたいとしている。そのため、現在まで進められたサウンディング事業であるが、今一度立ち止まり、見直す必要があるとのことである。

【いこいの館について（指定管理料の返還対応）】

以前の監査では、旧指定管理業者に対して支払われた年間指定管理料 1,200 万円に対して、契約期限履行前に撤退されたことから、その契約履行期間に基づき 700 万円を返還されるよう旧指定管理業者に求めているが、旧指定管理業者からは約 4,000 万円の損害賠償を求めることとして弁護士を通じて町に書面要求されている。その損害賠償請求に対し町は反証をするものの、先方からは返答等、一切の反応がないと伺っていた。その後の進展や方針、結果について伺うこととした。

結論としては、全く状況は進展しておらず、一切の動きがないとのことである。

以前に顧問弁護士に相談した際には、裁判を起こすような案件ではないとの意見を付されたとのことであるが、中町長としては裁判も辞さない考えであることとして、近々顧問弁護士に接見し、自身の考え方を伝えたいうえで適切な解決策を講じたいとの事である。

我々としては裁判にこだわったものではないが、一定の見通しを判断され、早期に解決するよう望みたい。

【付記】

今回の監査実施にあたり、中町長体制下となって第 1 回目の監査実施となったわけであるが、それまでに様々な問題が笠置町に発生しており、解決されないまま新

体制に問題を引き継いだかたちとなっている。

そのため、前町長からどのようなかたちで引継ぎが行われ、どのような方針をもって進められるのか、中町長の町政方針については監査対象となりうるものではないが、今後の監査の実施に大きく関連することとなるため、中町長に伺いを立て、喫緊に対策を講じる必要がある事項として3点報告を受けた。

1つ目は高度情報ネットワーク民間移行事業についてである。

この事業は昨年9月議会定例会において、前述のいこいの館に対する電気設備修繕料と共に補正予算計上されており、当時、議員から様々な質問・疑問が出されたものの、最終的には可決し予算化している。また、この事業は現存する設備が南山城村と相互で成り立っているものであり、その設備形態を引き継ぐかたちで計画されていることから、南山城村と一体となって進める必要のある事業として説明を受けているが、笠置町は当時の議会説明にあった事業実施計画から大幅にスケジュールが遅れており、南山城村の事業進捗とに大きく差が生じていることも問題視されている。

中町長としても喫緊に推進する必要がある事業と判断し、担当職員と共に南山城村に出向き、事業内容の詳細な把握と、早急に議会及び住民に対する説明を実現するために奔走しているとのことである。

2つ目は予算をはじめとした業務の軌道修正である。

総務省交付金不正受給問題については、その事業実施が該当年度で完了することなく翌年度にまたがり実施されたにもかかわらず、年度内に完了したとする業務完了報告書の提出などの不適切問題が露呈されたものであるが、中町長としては事業の実施に際して行われる予算の積算やその根拠、書類の整備などに対する職員の認識に問題があると判断されており、その業務改善を1年かけて行うということである。この点については今まで実施してきた監査の指摘事項にも繋がる内容となるため、今一度我々監査委員の月例監査報告書を確認していただき、業務改善、職員の資質向上等の促進に尽力されたい。

3つ目はいこいの館の運営についてである。

現在、温浴部門と飲食部門を休業している当館であるが、前町長体制下において河川のオープン化やサウンディングによって採算性の問題を解決したうえでの再開に勤しんできたわけであるが、中町長としては慎重論を唱えており、再開は未定とされた。限りある笠置町の財源・マンパワーの中で、毎年度多額な公費・労力を投入してきた当館においては、今後も今まで同様の施策を講じることは出来ず、中町長の施策としては新型コロナウイルス感染症対策にまずは全力を注ぎ、前述の高度情報ネットワーク事業が次点に、そしてその次に防災対策と観光行政を並行して

考え、それらが一定の目標を充足した後にいこいの館の運営について進めていくとの優先順位が付されている。

以上